

要配慮者二次避難所 (福祉避難所)について



令和2年(2020年)2月
札幌市保健福祉局

SAPP_RO

札幌市における 「要配慮者二次避難所(福祉避難所)」の呼称

- **二次的な避難所**であることを明確化
- 対象者が**要配慮者**であることを明確化

旧：福祉避難場所



呼称変更

新：要配慮者二次避難所(福祉避難所)

避難場所等の分類

■ 指定緊急避難場所 兼 指定避難所(基幹)

- 市立小中学校、区体育館、大規模な公園など
(大規模な公園は指定緊急避難場所のみ)

■ 指定避難所(地域)

- 地区会館、高校、寺社など

■ 一時避難場所

- 公園や市立小中学校のグラウンドなど

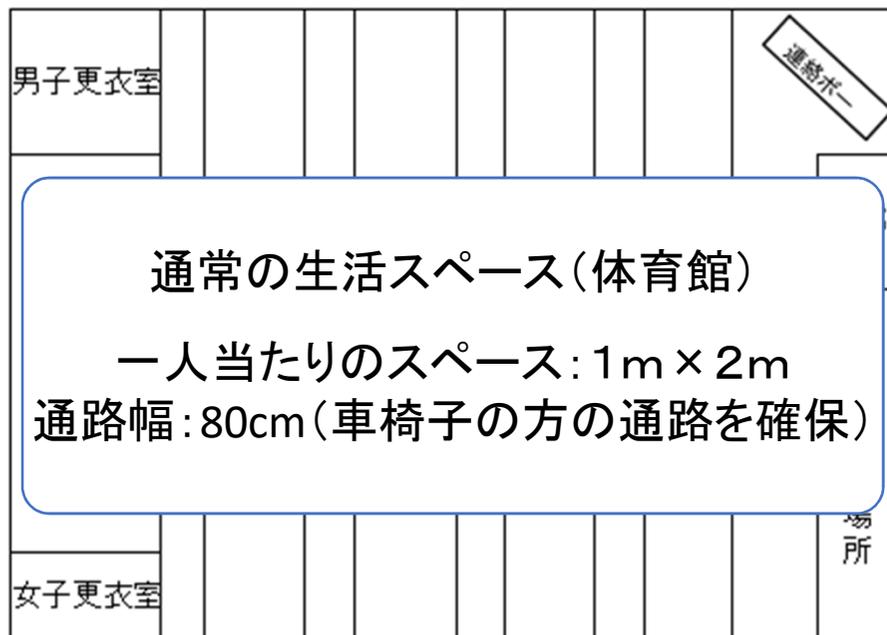
■ 要配慮者二次避難所(福祉避難所)

一般の避難所での対応

避難所での通常への対応



要配慮者への対応



福祉避難スペースの設置

要配慮者向け物資の提供

大人用
紙おむつ

身障者用
簡易トイレ

身障者用
トイレがない
学校に備蓄

要配慮者二次避難所への移送

要配慮者対応人員の手配

- ・区役所の保健師(巡回)
- ・学生ボランティア
- ・介護福祉士

備蓄物資の提供



食料



寝袋

など

「福祉避難スペース」とは

- 何らかの介助・支援が必要な方で、通常的生活スペースでの避難生活が困難な方のためのスペース
- 空き教室等を活用し、必要に応じて設置する

■ 福祉避難スペースや要配慮者二次避難所への移動が必要と思われる方には、避難所職員から案内する

区災害対策本部(市)
が把握します

要配慮者二次避難所への移送決定は
区災害対策本部(市)が行います

■ 福祉避難スペースや要配慮者二次避難所への移動を希望する方は、避難所職員へ申し出ることも可能

「要配慮者二次避難所」とは

- 一般の避難所の福祉避難スペース等での生活が困難な要配慮者のための二次的な避難場所
- 札幌市に災害救助法が適用される場合等の大規模な地震、風水害等が発生した場合に開設

Point1

災害発生後、札幌市と施設側で調整し、施設の被災状況や人員体制等を把握したうえで、**要配慮者の受入れが可能な場合に開設する**

Point2

災害発生から**3日目を目途に開設**

「要配慮者二次避難所」利用に係る注意点

要配慮者二次避難所の利用を希望する場合は、一般の避難所で御相談ください。

- ・要配慮者二次避難所の利用者・・・札幌市にて調整・決定
- ・要配慮者二次避難所の開設・・・準備が整ってから

要配慮者二次避難所への移送対象者の把握

想定される避難先	基準となる考え方 ^{※1} (○具体例)
滞在スペース (体育館等)	<p><u>滞在スペースでの避難生活が可能な要配慮者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事・排泄・移動・服薬行為等、日常生活行為が自分でできる方 ○ 避難所の滞在スペースにおいて、家族、地域住民等(避難者、町内会等)の支援を受けることができれば生活が可能な方
福祉避難スペース	<p><u>滞在スペースでの避難生活(食事・排泄・移動等)が困難な要配慮者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事・排泄・移動・服薬行為等の日常生活行為において、家族や近隣の支援者などの介助者による見守りや部分的な支援が必要な方 ○ 他の避難者と同じ空間にいと、パニックや精神的不安定になりやすい方 ○ 福祉避難スペースにおいて、家族等による医療的ケア^{※2}を受ければ生活が可能な方 ○ 産前(概ね予定日の8週間前。多胎は14週間前)産後(概ね8週まで)の妊産婦 ○ 授乳中の親子 ○ 体調不良がある妊産婦(常時の医学的管理は不要)や家族の支援がない妊婦及び乳幼児のいる親子 等
要配慮者 二次避難所	<p><u>指定避難所での避難生活が困難な要配慮者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事・排泄・移動・服薬行為等の日常生活行為の大半において、付添者や施設職員による一部介助又は全介助等の支援が必要な方 ○ 要配慮者二次避難所において、医療的ケア^{※2}を受ければ生活が可能な方 ○ 流早産のリスクを指摘される等、安静を要する妊婦(常時の医学的管理は不要) ○ 臨月(妊娠36週～)の妊婦 ○ 新生児(生後4週間まで)のいる親子 等
医療機関	<p><u>医師による治療が必要な要配慮者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常時の医学的管理を要する方 ○ 身体的な怪我を負い治療が必要な方 ○ 急性期(発熱、嘔吐、下痢等)の症状がある、又は症状の急変がある方 ○ 精神疾患(緊急かつ重度)がある方 等

※1 要配慮者の身体状況等に
応じて、臨機応変に対応する。

※2「医療的ケア」とは、人工呼吸器の
管理、気管切開部の処置、たん吸引、
経管栄養、中心静脈栄養、導尿、
点滴の管理、浣腸、摘便等の
医療行為を指す。

(ガイドライン第2章より)

※ガイドライン・様式類(Excel版あり)
のデータは、以下からご参照ください。

<http://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjyo/youhairyosyanijihinanjyo.html>

または「札幌市 要配慮者二次避難所」
で検索

ご清聴ありがとうございました。
ご不明な点はお問合せください。



札幌市 保健福祉局 障がい福祉課 運営指導係

電話 011-211-2938

メール uneishidou@city.sapporo.jp